

## 保税蔵置場の許可について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年8月19日

大阪税関長 清水 雄策

### 記

- 許可を受けた者の名称及び住所  
川崎陸送株式会社  
東京都港区新橋3丁目2番1号
- 保税蔵置場の名称及び所在地  
川崎陸送株式会社 久御山保税蔵置場  
京都府久世郡久御山町林高黒2丁目1番
- 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積  
鉄骨造一部鉄筋コンクリート造5階建  
1棟 3,829平方メートル
- 蔵置貨物の種類  
輸出入一般貨物
- 許可の期間  
自 令和6年9月1日  
至 令和12年8月31日